

## 提言

平成30年7月

「平成のうちに」衆議院改革実現会議

平成のうちに、どんな小さいことでも、一つでもいいから、衆議院改革を実現する。こうした強い覚悟で、「平成のうちに」衆議院改革実現会議を設立した。

第1回の会議には100名以上の超党派の議員が参加した。まさに、国会改革の必要性・緊急性について、与野党を問わず、多くの議員が危機感を共有していることの表れである。

これまでの会議を通じて、幅広い分野にわたり、有意義かつ建設的な意見が出された（別添1参照）。これら全てが重要な意見であり、我々は、あくまで有志の集まりとして、国会において、これらの内容を精査の上、実行することを望むものである。

もとより、国会改革は、議院運営委員会において進められることは論を待たない。今国会においても、議院運営委員会は、配布資料の一部ペーパーレス化や質問主意書の調整日数拡大など国会改革を着実に進めて頂いている。しかしながら、「平成」において各党の先人が衆知を集め、互いの立場を尊重し貴重な合意に至った、国会改革に関する累次の「平成の合意」（別添2参照）については、いまだ実現に至っていない。今後は、既に議院運営委員会の下に設置されている、国会法改正等及び国会改革に関する小委員会（国会改革小委員会）において、改革を進めていくことが不可欠である。

特に、平成26年「国会審議の充実に関する申し合わせ」は、国会審議の充実に向け、当時の与野党7党の国会対策責任者が党派を超えて合意し署名に至ったものであり、今後の議論の基本にすべきものである。

その上で、以下についても、国会改革小委員会において早急に議論を開始し、平成のうちに実現すべきである。

### 1. 党首討論の定例化・夜間開催の実現

平成26年「国会審議の充実に関する申し合わせ」でも党首討論を1ヵ月に1回開催することとされていたが、国民への説明責任を強化するため、例えば、今後は2週間に1回、討論のテーマを決めて党首討論を開催、また、党首討論は夜に開催し、より多くの国民が視聴できるようにするなど、充実した討議が行われる環境を整備すべきである。

### 2. 衆議院のIT化

国会のIT化を推進し、国会審議の効率化・意思決定プロセスの透明性向上を図るべきである。例えば一つの手段として、衆議院におけるタブレット端末を導入・活用すべきである。

### 3. 女性議員の妊娠・出産時等への対応

女性議員が妊娠・出産時等により表決に加わることができない場合、現状では同議員による意思の表明が困難である。今後は、こうした場合に代理投票を認めるなど、必要な対応を速やかに実施すべきである。

その他の課題については、平成のうちに必ず国会改革の風穴を開ける覚悟で、引き続き実現会議で、継続的・主体的に議論を深めていく。また、臨時国会における議院運営委員会・国会改革小委員会での、議論のキックオフを後押しする意味でも、臨時国会開会直後に、実現会議を再開し、改革の機運を更に高めていきたい。各党・各会派においても、国会改革についての議論がなお一層深まることを期待したい。

# 「平成のうちに」衆議院改革実現会議

## 役 員

平成 30 年 7 月

会 長	浜田 靖一	
会長代行	佐藤 勉	古川 元久
副 会 長	御法川信英	伊藤 涉
	馬場 伸幸	細野 豪志
幹 事 長	泉 健太	
幹事長代行	柴山 昌彦	笠 浩史
事務局長	小泉進次郎	
各党実務者	山下 貴司	笹川 博義
	福田 達夫	中野 洋昌
	井上 英孝	源馬謙太郎

## 「平成のうちに」衆議院改革実現会議における主な意見

## (国会運営の IT 化)

- ・ IT 化や押しボタン導入など国会の効率化を進めるべき。
- ・ 参院の押しボタンを衆院に導入することは衆院で判断すれば可能。
- ・ 自由投票導入のインフラとして押しボタンがあったほうがいい。法案が本当に過半数で採決されたと証明する方法がないのはやや無責任。平成のうちに可能。
- ・ 押しボタン導入の前に、派と賛否の同一性について議論すべき。参院では押し間違いも起きており閣僚や役員の不在がよりクローズアップされることにならないか。また参院での導入時に 3.6 億円を要しており、衆院は 5 億円以上要するのではないか。
- ・ 当時なら 5~6 億かかったと思うが今ならその半分以下で済む。押しボタンについては本会議場や委員会の全席に端末を置いてまずペーパーレスに対応し、更に議論が深まって押しボタンをやることになればすぐに上乘せできる。やれる IT 化をしっかりとやるのが、まずできること。ペーパーレスで年間 1.5 億円程度浮いてくるので数年で回収できる。
- ・ 議論の開始時間や残り時間を掲示し議員はそれを見て時間調整をすればよい。委員会にも言えることだが「残り何分」と回ってくるのはどうか。時間のボードを出すというようなすぐできる改革はやってほしい。

## (資料の IT 化 (ペーパーレス))

- ・ 資料を iPad などで電子的で見られるようにし、必要に応じ最低限印刷する仕組みとすべき。省エネに加え、働き方改革の観点でも重要。
- ・ 官報は電子データで提供し、紙ベースで配布しないこととすれば、年間約 1,500 万円程度の節約になるとともに、早期にデータ提供が可能。なお、衆議院規則の改正を要すると考えられる。
- ・ 予算案、法律案、条約案などの議案、官報、議院広報、委員会会議録、質問主意書等も今は議院規則で印刷物を配布しているが、ペーパーレス化に向けて、議院規則の改正を早期に実施すべき。
- ・ 法案等の審議資料は、イントラネットに掲載し、本会議場や委員会に設置する端末から確認できるようにすべき。また、将来的には、各議員のタブレットから閲覧できる方法も検討すべき。
- ・ 質問通告や質問主意書も現行のファックス主流のやり取りから、原則ペーパーレスでの提出にすべき。
- ・ 委員会の質問でボードやパネルを作るが、それも電子媒体にすればよい。

## (党首討論等)

- ・ 平成 26 年に当時の全政党が国会審議の充実に関する申し合わせを行い、党首討論の月一開催や総理・閣僚の委員会出席についてルールを定めたが、その時の政党のほとんどが存在しない。

- ・ 党首討論を、週一回・20時からライブでやるのがよい。天下国会の議論を政治家同士が行える環境づくりの議論から進めたい。
- ・ 常会においては、予算成立後の月1回（常会中約3回）の党首討論を行うよう予め日程を決定する。与党は党首討論開催を理由に、総理出席の本会議等の開催を拒否しない。
- ・ 党首討論のテーマを絞る必要。また関連しない大臣は予算委にも出ておらず党首討論にも出る必要はない。一意見の開陳は3分以内などの自主ルール。また月2回の開催は厳しいと思うので、予算が上がった後の時期などに、月一でゴールデンタイムに開催すればよい。
- ・ 党首討論については隔週で定期的にやると決めた上で開催日程を決めればやりくりできる。まずはいつ開催するかを決めるべき。その上で各種委員会での総理・大臣討論もやるべきで、その代わり様々な出席要件を軽減し、なるべく国民の前でオープンに、政策本位で議論する姿を見せることが重要。
- ・ 野党第一党の4役に答弁義務を持ってもらう、あるいは影の閣僚に答弁義務を持ってもらうことで与野党のシンメトリーを実現する。

#### （質問通告）

- ・ 昭和末期に与野党で合意した質問通告2日前ルールが守られていない。女性の役人の退職・メンタル不調が多いが理由の半分以上はこれ。答弁は自治体や民間への確認も必要であり全ての人が忙しくなってしまう。
- ・ 平成26年頃、女性官僚有志で質問通告の早期化や霞が関の働き方について提言を出し、前向きに受けてもらったが、改善には至っていない。
- ・ 質問通告の徹底。国会会期の初めに予め法案は分かっているので、質疑日程を最初に決めることで、丁寧な質問・答弁の準備ができる。
- ・ 2日前ルールが守られていない。日程が決まったらすぐに質問が必要になるというあり方も考えなければいけない。
- ・ 質問通告の時間が短すぎる。霞が関の志望者の激減が続いており、国会のために人生捧げるような人しか公務員にならない危機的状況。
- ・ 事実上、急に決まった委員会の場合はどうするかという問題であり、委員会が決まらなくても通告するというのは一考に値する。
- ・ 今国会で、予算委の10分間の質問時間で「国政全般」という幅の広い通告をされ、23時まで全省庁が待機になったという例がある。質問する時期に加え、質問の幅が広すぎることも問題。役人の働き方改革として進めなければいけない。
- ・ 内閣委で女性の働き方に関わる法案を審議していた際、午前0時に野党からの質問通告が滞り役所全体が残っていた。通告が遅いのは事実。
- ・ 前日16時になって明日質問できるかと問われ、そこから質問を考え、19時くらいに通告すると遅いと言われる。法案審議の全スケジュールを最初に決めたい。委員会建てについてのルールも何らかの形で与野党が合意できればいい。
- ・ 少なくとも前々日には委員会が立つと分かり、遅くとも前日の17時には各省に質問を渡すという改善をしなければ、優秀な役人から辞めていく。
- ・ 質問通告に関して「共通の配慮が必要」と合意までできれば、審議日程の計画化など、より長期的な視点で改革を進めていけると思う。
- ・ 提言に日程闘争や質問通告に関する項目も書いていただきたい。

- ・ 通告なくその場で質問して答えられないことをさらに追及するというやり方は見るに耐えない。
- ・ イギリス議会の場合が示されているが、中長期的な課題として議論していくべき。

#### (閣僚等の国会出席)

- ・ 外務大臣は企業でいうと営業部長だが、営業せず株主総会だけ参加しているような状況。もっと海外に行ってほしい。
- ・ 閣僚が国会に拘束される時間が極度に長い。諸外国では週1回、2~3時間程度に限られており、質問があれば来て回答。閣僚が国会に縛り付けられている状況を精査してほしい。外国の閣僚が、会談日程が決まらない日本ではなく中国に行くということが頻繁に起きている。ASEANの外務大臣から電話一本で外交が済むと思うなど叱られた。
- ・ 私が外務大臣を務めた当時、野党だった自民党・公明党は日米会議を理由に全閣僚出席の予算委員会への欠席を認めてくれたという前例。今後もお願いしたい。
- ・ 三役の国会出席のあり方。
  - － 大臣出席は答弁要求がある場合に限定（外交上重要な海外出張等が生じる場合は、副大臣・政務官の活用を促進）。
  - － 法案審議は副大臣・政務官、一般審議は大臣。
  - － 決算委の分科会審査は副大臣を原則とし、他の委員会と同時の分科会を行えるようにすることにより、決算審査の滞留を解消。

#### (副大臣等の活用)

- ・ 副大臣と大臣の関係や政務官の扱いをどうするかが課題だと感じる。副大臣は認証官なのに大臣との差がありすぎる。副大臣をもっと活用すべき。
- ・ 副大臣と政務官は専任化して数を弾力的に増やし、より議論を専門的に深掘り。

#### (議員立法)

- ・ 議員立法は党議拘束をなくすべき。平成のうちに閣法で実施することは難しいが、議員立法で選択的夫婦別姓制度やサマータイム法案、代理出産などを議論できるようになる。
- ・ 議員立法の成立可否・修正可否などのルールづくりが必要。
- ・ 委員長提案でないと受け付けないという厳しいルールがあるが、ハードルを下げてほしい。
- ・ 議員立法の扱いなどのテーマには「参院の壁」を感じる。

#### (委員会全体の役割等)

- ・ 通年国会化し日程闘争をやめ、中身で勝負できる質疑や自由投票の実現などを10年ほど前に提言。
- ・ 質問通告の問題は日程闘争に起因。審議日程の早期決定が必要。
- ・ 会期制と、会期内で成立しなければ廃案になる原則をどうするか。
- ・ 委員会以外の舞台装置を作る。議員立法や税・社会保障などの重要テーマについての議論をニコ動に載せるなどは一案。

- ・ 常任委員会と特別委員会の役割も見直すべき。何でも予算委員会でやる必要はない。今の委員会の仕組みでもう一度活性化を図ることも必要。
- ・ 本委員会で技術的なテーマや身を取りたいときに大臣と丁々発止しても、大臣から有効な回答を得られることはない。税制小委員会を作るべきといったような骨太な提言をしていただきたい。
- ・ 国会審議において与党が発言の時間を持たなくなるのはおかしい。
- ・ 対決型の審議になっていることが問題で、法案策定のプロセスの中で与野党が協議できるようにすることが重要。
- ・ 答弁する行政側が少しでも間違えれば虚偽答弁と言われるのに対し質問する方は気楽である。しかし議員の免責特権とはそういうものではなく、反問権が必要。あるいは委員長判断で挙証責任をどちらがもつかを決めるべき。

#### (通年国会)

- ・ 通年国会化し日程闘争をなくすことは必要。まずは平成 26 年の最新の申し合わせの完全な実行を推進。
- ・ 通年国会化が必要。本会議において与野党が重要な国の問題について議論する姿を国民に見せることが必要。
- ・ 審議時間を確保するため国会法 68 条を廃止すべき。まずは現行法の運用を工夫すべき。例えば大型案件は会期の合理的な延長等を前提として審議を行い、必要に応じ国会法 68 条に但し書きを付けるなど。衆議院の委員会議決によって継続審査とし、参議院の決議で次国会に持ち越すなどを行い、多くの審議時間を確保すべき。

#### (委員会全体の整理)

- ・ 衆院の常任委員の総数 (620) は議員定数 (465) を超えており、常任委員会だけで 1 人が掛け持つ状態が健全かどうか。小会派の問題は院外発言や会派配分で調整可能。
- ・ 既存の特別委員会をスクラップ&ビルドして、何かを無くして国会改革の特別委員会を立ち上げるべき。

#### (委員会全体のスケジュール)

- ・ 予算委の裏で、大臣が確保できる日に各委員における所信・質疑を行えるようにする。
- ・ 定例日を整理し、必要に応じて増やす・移動する。例えば、法案が多い委員会について、予備日の定例化や月曜日の予備日化を検討。
- ・ 水曜日・金曜日が定例日となっていない常任委員会 (総務、農水、環境、安保) の定例日を見直し、衆参の委員会活動の効率化を図る。
- ・ 定例日を例えば水曜日・金曜日に統一した上で、定例日は委員会を開会する原則を確立。

#### (各委員会の運営等)

- ・ 議運にて法案の分類 (重要広範、登壇もの、その他) をするが、委員会でも国会開始前に与野党で 2~3 分類をし、概ねの質疑順や質疑時間を協議する。
- ・ 法案審議と一般審議を交互にする等の慣行を廃し、総計で一定の一般審議時間を確保。

- ・ 不信任決議案や解任決議案の手続きも、総理に対しては本会議でやるべきだが、各大臣に関しては各委員会の審議で留めることも一案。
- ・ 解任決議案や不信任決議案が複数出た場合書類作成のために2時間空けなければならないというルールも本当に必要か。
- ・ 憲法など国の骨格であり各党意見がある問題については、政局の影響や審議拒否、質疑の進行妨害がないようお願いしたい。
- ・ 採決の時に席を立て強行的に妨害することをやめるべき。世の中は暴力に厳しくなっている。

#### (各委員会の課題)

- ・ 予算委の公聴会について、予算採決直前に短期間公述人を公募し、開催する状況となっており、実質的に国民が応募できていない。この状況を改善するため、例えば、①公聴会開催を予算採決の前提としないこととすることや、②基本的質疑一巡後に公聴会開催の議決を行い、一定の公述人公募期間を確保する。
- ・ 内閣委は分割する等、改変が必要。
- ・ 内閣委の所管大臣が増加しており、出席調整が負担となっていることを踏まえ、一部大臣のその他委員会への移管を検討。
- ・ 内閣委・厚労委はボリュームが大きく細かい審議に至っていない状況にあり、常任委員会のあり方は検討すべき。
- ・ 外務大臣が出席を要する衆院の委員会は4つ（拉致・沖縄北方・安保・外務）もあり、整理すべき。
- ・ 安保委を防衛委に改組し、外務大臣の出席を不要とすべき。
- ・ 特別委員会は複数の大臣を要請する場合があります。沖縄北方委は副大臣と河野外務大臣の両方が出席しないと所信と所信質疑ができない。河野大臣は外務委で所信質疑が終わっているので、それを沖縄北方も含む形の所信とすれば副大臣だけで審議に入れる。
- ・ 外務委員会は今年海外出張がないが、外交を司る委員会が海外に毎年行けないのはおかしい。現状隔年になっている。
- ・ 厚労委は課題が多く日程が目一杯。児童虐待などの新たな社会問題が生じた際、厚労委が全てを受け入れるのか、「社会問題に関する委員会」のような形で別の委員を招集して全党が参加してやるか。
- ・ 倫理に関わることは政倫審でやり、政策は政策で集中した議論を行いたい。
- ・ 平成のうちにできるものとして、議員立法だけを審議する特別委員会を作る。

#### (政府との関係)

- ・ 国会がこのままだと役人は会期中ほぼ毎日徹夜で持続可能性がない。
- ・ 政府側の負担のひとつが質問主意書。一週間で法制局と詰めて全ての幹部と合意形成し閣議決定までするのは大変重い負担。
- ・ 国会議員のパワハラ禁止のルール化。民間では許されないことを国会議員が行政にやることは許されない。

(その他)

- 他国では全会一致の採決は定足数を求めない例もある。全会一致が見込まれるものは効率的な議決の方法を検討したい。押しボタン式は押し間違いや閣僚の公務での不在等、導入コストといった課題がある一方、欧米の「発声投票」のように議員の拘束時間を合理的にすることを目指すべき。
- 国会の調査機能について、財政や社会保障など将来に渡るものは外注という形でもよいので調査機能をもたせるべき。また日本では政府が経済見通しを立てそれに合わせて予算編成をするなど目標と予測を無理やり一致させており、こうした中長期の推計を国会が行うことで議論の幅を広げられる。
- 意見書について、国会会期末にばたばたやっているが、国会議員や政府の議論を含め、目に見える形でフィードバックするシステムが必要。
- 政権与党時に防衛省の制服組の答弁を検討したが難しかった。安全保障や国家の治安、朝鮮総連の実態など公にはできない議論をやるために秘密会は増やしていい。
- 改革しても運用がだめだというパターンも多い。
- 官邸の「〇〇会議」のような場で、内閣参与のような政治家でも行政官でもない人がものごとを決めており、やりすぎ。
- 「女性議員の妊娠・出産時の採決のあり方」を論点に加え、会派に対し一任という形でも、本人が何らかの採決の態度を示す形でもよいので代理投票のあり方を検討すべき。「女性議員が妊娠・出産時等に出席できない場合」の書きぶりは「女性議員が妊娠・出産時等に審議または採決に立ち会えない場合」とした方が分かりやすい。
- セキュリティ対策についても議論は必要。
- 本会議場のスペースが狭すぎる。夏場はペットボトルや水筒も必要。また、分煙スペースが必要。国会議事堂も含めたりリニューアルをお願いしたい。
- 改革で得られる成果や浮く予算で回していきたい。
- 国会議員も休んでおらず、例えばテレワークの導入はどうか。



## 『平成の合意』

- ① 「国会審議の充実に関する申し合わせ」  
(平成 26 年 5 月 27 日付)
  
- ② 「国家基本政策委員会等の運用等、国会審議のあり  
方に関する申し合わせ」(平成 12 年 1 月 18 日付)
  
- ③ 「政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置に伴う  
国会審議の在り方に関する申合せ事項」  
(平成 11 年 9 月 17 日)

## 国会審議の充実に関する申し合わせ

平成 26 年 5 月 27 日

国会審議の充実化を図るため、衆議院において以下の事項を申し合わせ、第 187 回国会から実施するものとする。

1. 国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）は、内閣総理大臣が国会に出席する週にあっても弾力的な運用を図り、毎月 1 回実施できるようにする。月曜日を予備日とする。

2. 常任委員会定例日は原則委員会を開催する。

3. 提出議案は速やかに付託する。

ただし、議院運営委員会理事会の協議で合意した議案については本会議趣旨説明を行う。

内閣提出議案は、原則として優先して審査する。なお、野党提出議案（当該内閣提出議案に対する対案）がある場合は、同時に審査をする。

議員提出議案は、自由討議の活用も含めて、積極的に各委員会で議論する。なお、自由討議は議員間による討議であり、必要に応じて政府参考人を招致することができるものとする。

4. 内閣総理大臣の国会出席は以下のものとする。

(1) 本会議

①政府演説（施政方針、所信表明）と質疑

②重要広範議案に対する質疑

③議院運営委員会理事会の決定に基いた国益に重大な影響を及ぼす事件等に関する報告と質疑

(2) 予算委員会

・基本的質疑と締めくくり質疑

・理事会の決定に基く、審査を通して必要と認められる特定の事案に関する集中審議

(3) 決算行政監視委員会

・締めくくり総括質疑

(4) 他の委員会

・重要広範議案は出席を求めることができる

(5) 国家基本政策委員会合同審査会 (党首討論)

5. 国務大臣が国際会議出席、災害対応等、やむをえない事由により出席できない場合は、副大臣、臨時代理、政務官が国会対応する。

6. 充実した質疑と、国家公務員の過剰な残業是正等を行うため、すみやかな質問通告に努める。

自由民主党  
民主党

佐藤 勉  
松原 仁

日本維新の会  
公明党  
みんなの党  
結いの党  
新党改革

山内 良夫  
山内 康一  
富中 光成  
荒井 広幸

# 国家基本政策委員会等の運用等、 国会審議のあり方に関する申合せ

平成12年1月18日

## 一、国家基本政策委員会合同審査会（以下、基本政策委員会という）の運用

内閣総理大臣（以下、総理という）と野党（衆参いずれかの院において所属議員10名以上を有する野党会派）党首の直接対面討論を毎週1回40分間、水曜日午後3時より行う。

1. 委員の構成は、衆議院30名、参議院20名とし、計50名による合同審査会とする。
2. 基本政策委員会は、衆参両院の委員長が交互に会長となり、委員会を統括し、議事を整理する。初回の会長は衆議院の委員長とする。なお、会場の都合により、会長の属さない院の会議場においても開催することができるものとする。
3. 運営について協議するため、衆院に理事8名（自民4、民主2、公明1、自由1）、参院に理事4名（自民2、民主1、公明1）を置き、更に両院合同幹事会を設置する。衆参両院の委員長のほか、幹事の員数は両院併せて11名（自民4、民主2、公明2、自由1、共産1、社民1）とする。理事を出していない会派はオブザーバー幹事とする。
4. 委員会の構成員は、党首を中心とする政策責任者とする。
5. 野党党首は委員として発言する。
6. 40分間の各党の持ち時間については、野党間で調整する。
7. 各院の本会議、予算委員会及び重要広範議案の委員会に総理が出席する週には、基本政策委員会は開催しない。
8. 総理が、予定されたその週の基本政策委員会に出席できない場合の対応については、基本政策委員会幹事会において協議する。
9. 野党党首が、その週の基本政策委員会に出席できない場合の対応については、野党間で調整し、幹事会において協議する。
10. 国会閉会中は、基本政策委員会は開催しない。
11. 野党党首は、討論の項目及びその要旨等を、原則として前々日の正午までに通告する。
12. 基本政策委員会には、原則として閣僚が陪席する。
13. 基本政策委員会には内閣法制局長官が陪席する。
14. 基本政策委員会の委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。
15. パネル等の使用は原則として認めないものとし、真に必要な場合に限り予め幹事会に提出し、許可を得るものとする。
16. 会長は、討論時間が定められた時間を超過することのないよう議事を整理する。
17. その週の基本政策委員会の全容をTV中継するものとする。

## 二、「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」の施行に伴う国会審議のあり方

### (1) 本会議

1. 総理の本会議への出席は、重要広範議案の趣旨説明及びこれに対する質疑のみとする。
2. 国家の利益に重大な影響を及ぼす事件等については、議院運営委員会理事会の協議の結果に基づき、総理が出席し、報告・質疑を行うものとする。
3. 所信等いわゆる政府4演説、予算案議了の本会議へは、全国務大臣が出席する。
4. 趣旨の説明に対する質疑への対応は、所管大臣を含め、出席要求できる国務大臣は4名までとする。
5. 出席要求を受けた国務大臣が国際会議等への出席、災害の発生への対応等により、本会議へやむなく出席できない場合は、総括政務次官または国務大臣臨時代理が対応する。
6. 委員会審査を経て委員長報告が行われ、討論、採決の際は、所管大臣が出席し、所管大臣が出席できない場合は、政務次官または国務大臣臨時代理が対応する。  
ただし、参議院における決算審議（警告決議）の場合においては総理も出席する。
7. 総理が本会議に出席する場合は、内閣法制局長官が陪席することができる。

### (2) 予算委員会

1. 総理の予算委員会への出席は、各党一巡の基本的質疑及びここ数年の実績を踏まえた締めくくり質疑のみとする。
2. 国際会議等への出席、災害の発生への対応等により、国務大臣が予算委員会に出席できない場合には、政務次官が対応する。
3. 総理の出席する基本的質疑を除き、要求がない国務大臣については、出席しなくてもよいものとする。
4. 総理が予算委員会に出席する場合には、内閣法制局長官が陪席する。
5. 技術的・細目的事項にわたる質疑については、政府参考人を招致することができる。
6. 政府参考人の招致は、質疑の通告の時点で要請し、理事間協議を経て、委員会において議決し、委員長が招致する。
7. 質疑の過程で政府参考人招致の要請があった場合は、理事間協議を経て、委員会において議決し、委員長が招致することができる。

### (3) 予算委員会以外の委員会

1. 委員会は、重要広範議案の各党一巡の基本的質疑を行うにあたり、総理の出席を求めることができる。
2. 総理が委員会に出席する場合には、内閣法制局長官が陪席することができる。
3. 所管の国务大臣が委員会に出席できない場合は、政務次官が対応する。
4. 政務次官は、委員会においては原則として答弁席に着席する。
5. 所管外の委員会への出席要請があった場合は、原則、政務次官が対応するが、政府参考人を活用する。
6. 政府参考人を招致する場合は、質疑通告の時点で予め要請し、理事間協議を経て、委員会において議決し、委員長が招致する。
7. 質疑の過程で政府参考人招致の要請があった場合は、理事間協議を経て、委員会において議決し、委員長が招致することができる。

### (4) 政務次官

1. 政務次官は、所管の委員会に所属し、理事会に陪席できるものとする。

### (5) 政府参考人

1. 政府参考人は、執行する施策及び業務に責任ある立場の者であること。
2. 政府参考人は、当該委員会の委員長より招致された場合には、すみやかに対応しなければならない。
3. 政務次官を置かない国家公安委員会等の場合は、政府参考人を活用する。

### (6) その他の検討事項

1. 委員会審議においては、議員間の政策論争と技術的・細目的事項の質疑とのステージ分けを基本としつつ、2001年の委員会再編までに、円滑に運用されるよう、今後対応を検討するものとする。
2. 委員会の座席配置については、対面方式を基本とし、それぞれの実情に応じたものとなるよう、各委員会において協議するものとする。
3. 2001年の省庁再編にあわせ、常任委員会及び特別委員会の種類、委員数及び定例日等の見直しを行い、次の通常会において必要な改正を行うものとする。

③

## 政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置に伴う

### 国会審議の在り方に関する申合せ事項

※第146回国会からの運用に係るもの

#### 一 政務次官

1. 政務次官が本会議及び委員会において議員の質問に答弁し、討論することができる旨を国会法上明定した今般の改革の趣旨にかんがみ、政務次官は、国会審議においてその責務を積極的に果たすものとする。
2. 政務次官は、本会議において、答弁者席に着席するものとする。
3. 政務次官は、所管の委員会に所属し、原則として答弁者席に着席するものとする。

#### 二 本会議

1. 議案の審議に係る内閣総理大臣の本会議への出席は、重要広範議案の趣旨説明に対する質疑のみとする（なお、次期国会において国家基本政策委員会に準ずる会議を試行的に実施するものとする。）。
2. 内閣総理大臣が本会議に出席する場合は、内閣法制局長官が陪席することができる。
3. 本会議については、国務大臣が対応するものとする。ただし、当該国務大臣が出席できない場合は、国務大臣臨時代理又は政務次官が対応する。
4. 質疑者は、原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する。

#### 三 予算委員会

1. 予算委員会の審議は、議員同士又は議員と国務大臣・政務次官との間の政策論争が、より活発に行われることが期待される。
2. 細目的・技術的事項にわたる質疑については、政府参考人を招致する。
3. 内閣総理大臣の予算委員会への出席は、基本的質疑（各党一巡）とする。
4. 内閣総理大臣が予算委員会に出席する場合は、内閣法制局長官が陪席することができる。

5. 国務大臣が予算委員会に出席できない場合には、政務次官が対応する。
6. 基本的質疑を除き、答弁要求がない国務大臣については、出席しなくてもよいものとする。
7. 質疑者は、原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する。
8. 予算委員会の審議に当たっては、今般の改革の趣旨にかんがみ、委員長の議事整理権を尊重しつつ、円滑かつ適正な審議が行われるよう相互に努めるものとする。

#### 四 他の委員会

1. 委員会の審議は、議員同士又は議員と国務大臣・政務次官との間の政策論争が、より活発に行われることが期待される。
2. 細目的・技術的事項にわたる質疑については、政府参考人を招致する。
3. 内閣総理大臣の委員会への出席は、重要広範議案の基本的質疑のみとする。
4. 内閣総理大臣が委員会に出席する場合は、内閣法制局長官が陪席することができる。
5. 国務大臣が委員会に出席できない場合には、政務次官が対応する。
6. 質疑者は、原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する。
7. 所管外の委員会への出席は、原則として政務次官が対応し、政府参考人を活用する。
8. 委員会の審議に当たっては、今般の改革の趣旨にかんがみ、委員長の議事整理権を尊重しつつ、円滑かつ適正な審議が行われるよう相互に努めるものとする。

#### 五 質疑者

1. 質疑者は、今般の改革の趣旨にのっとり、細目的・技術的事項にわたる質疑については、政府参考人に対して行うよう努めるものとする。
2. 細目的・技術的事項であるか否かは、国会審議の活性化の観点から判断されるものとする。



## 六 政府参考人

1. 政府参考人は、執行する施策及び業務に責任を持つ立場の者でなければならない。
2. 政府参考人は、質疑者の求め又は理事の協議により、委員会の議決を経て、委員長が招致し、答弁するものとする。
3. 政府参考人は、委員会から招致された場合には、速やかに対応しなければならない。
4. 政府参考人は、今般の改革の趣旨にのっとり、細目的・技術的事項について責任を持って説明する。
5. 政府参考人は、委員長の議事整理権に従うものとする。

## 七 一般的事項

1. 国務大臣が正当な理由により本会議及び委員会に出席することができない場合であっても、政務次官をして審議の充実に努めるものとする。
2. 政務次官を置かない国家公安委員会等の場合は、政府参考人を活用する。
3. 2001年の省庁再編に合わせ、常任委員会及び特別委員会の種類、委員数及び定例日等の見直しを行い、次の常会において必要な改正を行うものとする。
4. 政府特別補佐人の両議院の議長の承認については、国会会期冒頭の衆参両院の議院運営委員会理事会において、その処理について決する。
5. 委員会において審査中の議案の担当局長等は、当該委員会に陪席するよう努めるものとする。

## 八 見直し

本申合せについては、第146回国会以降の国会審議の状況を踏まえ、国会審議の活性化を図る観点から必要な見直しを行うものとする。